

## ハンス・ロイプケ『国家社會主義と經濟』（一九三一年）

河野, 登

<https://doi.org/10.15017/14519>

---

出版情報：法政研究. 2 (1), pp.103-116, 1931-12-30. 九州大学法政学会  
バージョン：  
権利関係：

Der Nationalsozialismus und die Wirtschaft, von Dr.

Hans Reupke, Berlin, 1931.

河野登

—

今日の政治學に於て、最も興味ある論題の一は、マルキシズムに對し對蹠的地位を占むるファツシズムに關するそれである。一九三〇年九月十四日の獨逸總選舉の結果、國家社會主義獨逸勞働黨及び其の指導者 Hitler の名に、人々は新たな關心を喚起せしめられた。そして今日まで、我々は獨逸ファツシズムに關する幾多の文献が出版されたのを見る。

本書は、これ等文献の一で、而て全黨より即ち Nationalsozialisten による幾つかの理論的勞作の一つである。又著者ハンス・ロイブケが唯だ有力なる Nationalsozialisten であるのみならず、一方獨逸資本主義の強固な組織である獨逸産業全國同盟の顧問辯護士を兼ねてゐることに、我々は本書の特殊な意義——獨逸ファツシズムから

試みられた理論の中に占むる——を見出すことが出来る。換言すれば、國家社會主義獨逸労働黨の反資本主義的綱領ミ、獨逸資本家同盟の顧問辯護の黨加盟及び黨のための理論的辯護ミ云ふ二者を比較對照させて考慮する時既に我々はファシズムの本質そのものの一面に觸れることが出来る。

各國のファシズムは、各々其の國の特殊的條件に照應して多種多様の様相を呈することは言を俟たないが、次の五つの問題に於ては共通的に一致する。

一、國家理論の問題、二、資本主義經濟の問題、三、階級闘争の問題、四、立憲政治の問題、五、中間階層の問題、

本書は全部で五章より構成される。そして著者が本書に於て重きを置いた點は、「國家社會主義の經濟的領域に、より明かな光を與ふることにある」（序・四頁）故に、他の政治的領域に言及するところが極めて少い。即ち本書に於ては、前記二、三の問題が主として述べられ、それに一の問題が附隨して説かれてゐるに留まり、四、五の問題の詳細な究明は本書の範圍外に屬してゐる。

## 二

### 第一章、緒論

我々は、この章に於て國民的社會運動としての國家社會主義運動に對する一般的理解を與へられる。著者の説くところによれば、世界大戰の結果、獨逸に於て著しき國際的劣位、國際的不安並びにマルキシズムの勢力増大を惹起した。そしてそれは國家社會主義運動のための温床となつた。我々は國家社會主義獨逸勞働黨綱領の中に明かにこれを觀取するこゝが出来ぬ。

國家社會主義獨逸勞働黨の目的は、「民族自決權の上に立てる大獨逸國家の結合」「他の國民に對する同等の權利を、ベルサイユ及び St. Germain の平和條約の廢棄」「獨逸民族を養ひ、過剩人口を植民せしむるための土地要求」(全黨綱領第一條——第三條)である。

國家社會主義の發生は、ロイプケによれば「獨逸精神の具現化」にして強調される。然しそれは單にマルキシズムに對する對蹠としての存在意義を示すのみでなく、一の社會主義運動である。蓋し中間階層の運動として發生するファツシズムが、其の大衆性を獲得せんがためには、絶對に反資本主義的社會主義的様相の採用を條件とする。

然らばその所謂社會主義は云へば、ロイプケは次の如く定義する。

「マルキシズムの國際主義に對して、國民意識を、階級闘争に對して各身分 *stände* の調和を、集産主義 *kollektivismus*」

Elekivismus に對して全國民の組織されたる連帶的人格を、平等思想に對して貴族主義的原理を代置する」(七頁)

この短い引用によつても明かな如く、その云ふ社會主義は、國家主義階級協調主義並びに專制的貴族主義によつて、濃く彩られてゐる。

## 第二章、其の運動

我々はこの章に於て、前記一の問題即ち國家理論に關して極めて典型的なファツシズム教理を見る。「一九一四年、我國の歴史は其の悲劇時代に入りこんだ」(一九頁)、ロイブケは云ふ。彼によれば今や民主々義が、一個の不良な嚮導者に變質してしまつたのである。即ち、

「民主々義的議會組織は、總ての偶發事件に左右される如き意思構成を持ち、不斷に交代する閣員及び多數派の支配が行はれ、そして其の責任觀念の缺乏のために、經濟政策に對して、積極的土臺を作るこゝミが出来な  
こ」(全上)

議會政治、民主々義への不信は、ファツシズム教理を專制的國家理論に導くに至る。それは民主々義的國家理論に代つて、全能が賦與され且つ絶對的に神聖化された、國家である。

「國家の外に何物もなく、總てのものが國家の中に在り、そして國家に對して何物もある可らず。主權者は國家にして、國民にあらず。」（一六頁）

次にこの國家に對する個人の地位は云へば、民主々義的社會主義的個人觀が絶対に拒否される。そして個人の國家への絶対隷從が規定される。

「個人の自由權の範圍ミ扶養義務請求權ミの擴大によつて、國家生活の崩壞に導いた民主々義、社會主義に最後の終末が與へられねばならぬ」（全上）

個人は共同社會に對して義務を負ふ。而て其の最も高貴な義務は、社會的勞働 *Sozialen Arbeit* に對するそれである。又個人の權利は、唯だ有用な生産者としてのみ國家の保護を受け、國民としての權利を得る可云ふのである。

尙本書に於て、我々の興味をそゝるものは、國家ミ經濟ミの相互關係である。即ち民主々義的議會主義國家は經濟の無統制を結果した。故にファツシズムに於ては、國家ミ經濟ミは不可分離に結合せねばならぬ。そしてこの結合の媒介體は職能分權制 *Berufsständische Gliederung* と呼ばれるものである。各生産者は、工業、農業、銀行業等の各種のカテゴリーに分類される職能集團の協働者となり、これら集團の頂上に經濟議會が設置される。

而てこれによつて生産の一般の妥當の方向が共同的に統御される。かくして經濟は國家構成の一部分に化するものである云ふ。この經濟組織は、後述の第五章に於て、著者が述べてゐる職能的經濟秩序 *Ständische Wirtschaftsordnung* を指すのであるが、これに付ては後に譲ることにしよう。

唯だこゝでは、經濟に付ての著者の「新しい解釋」を附記するにこゝめる。

「經濟は *geld und verdienstseite* からでなく *Dienstseite* から見直されねばならぬ。詳言すれば、從來の個人主義的立脚點の代りに、國家と經濟、生産者と消費者、企業家と労働者との組織的結合の新しい原理が生れねばならぬ。一言で云へば、個人は全體のため、全體は個人のために、これである。」（四〇頁）

國家奉仕主義、勞資協調、企業家の道徳性高調が、著者ロイブケの所謂新經濟説の骨子である。だが現實に於ては、善き意圖が、必ずしもその儘實現するとは限らぬものである。

### 三

#### 第三章「國家社會主義獨逸労働黨」

本章には先づ最初に、國家社會主義運動の簡單な略述及び指導者 Hitler の短い傳記が述べてある（二四頁—二六頁）。然しこの章で特に注目するべきは、Gottfried Feder が定立した黨の經濟的綱領に付ての、ロイブケの解

釋である。彼は云ふ、國家社會主義にあつては、私有財産制度は、我々の文化の基礎として必要であり、個人發案權 Privatinitiative も又經濟繁榮の基礎として強調されねばならぬ。そしてこの兩者は、從來の自由主義的見地からでなく、即ち個人の利益のためではなく、全體の利益のために承認さるべきである。このイデオロギーの結晶として、黨綱領第十條及び第十八條が存在する。我々はこの思想——經濟の道德化——が、國家社會主義の所謂反資本主義様相に如何に織りこまれてゐるかを検討しやう。

全黨綱領第十條は次の如く宣言する。

「各國民の第一の義務は、精神的或は物質的の創造である。個人の行動は、一般の利害に反してはならず、却つて全體の範圍内に於て、總ての人の利益に合致する如く行はれねばならぬ。」「故に我々は要求する、無勞働及び不勞所得の廢棄、利子奴隸制度の打破」(綱領第十一條)

この宣言の後に「社會化された、企業の國有化」(第十三條)、「戰時利得の沒收」(第十二條)、「大百貨店の即時公有化」(第十六條)等が續く。

こゝでは、これ等の綱領にわたる吟味をなすこゝをよして、唯だ第十一條に關するロイプケの説明を聞くこゝにする。



「國家社會主義の反資本主義的役割——これは今日既に反マルクス主義的役割に完全化されてしまつたが——は、根本に於て、余りに、機械的であつた。これに關係する綱領上の諸要求——これは、偏に、利子奴隸制度の打破に吸収されてしまつたが——は宣言する、無勞働及び不勞所得の廢棄。これは明かに利子及び利潤の廢棄を意味するに過ぎぬ」(三二頁)

即ち彼によれば綱領第十一條に於て廢棄すべしと規定されたものは、單に利子及び利潤に制限される。而もその利潤に付ては、ロイブケは次の如き説明をなしてゐる。

「吾は、如何に古い社會主義的階級制度の役割が、その本質に於て變質したかを知る。今日利潤が奪取されるのは、勞働者側からでなく——マルキシズムでは、今日も尙さうだが——消費者側からである。今日の見解によれば、余剩價値は、勞働者側からでなく、消費者側から奪はれてゐる。今日の輿論は、貧乏な搾取される勞働者に對してよりも、だまされてゐる消費者に對して、一層同情を示すに至つた」(三二頁)

尙、彼は續ける。總ての利潤が一樣に廢除されるのではない。消費者のために、全體の利益のために自己の全精力を獻ぐる「道徳的な企業家」の利潤は、國家によつて承認される。

「國家社會主義は私有財産制度と個人發案權とを徹底的に肯定する。一個人としての企業家は Der Untern-

Inner als Persönlichkeit は、常にこうある如く、他の者を以て代ふることの出来ない國民經濟の力である。

Ford, Krupp, Kirdorb, Thyssen の如き人々の國民經濟に對して有する意義は、十分に且つ力強く強調されねばならぬ」(全上)

これによつて明白なことは、ロイブケが、國家社會主義の反資本主義的様相は實際には、フォード、クルツプの如き資本家を拒否しないことを承認することである。否寧ろ國民經濟の補充し難き要素として尊敬さへ敢てしてゐることである。即ち、彼によるに、産業資本家の利潤は肯定され、金融資本家の利潤は否定されることになる。然し今日、この兩者の絶對的區別を説くこと自體既に奇怪なことである。寧ろこの兩者の結合過程こそ、現實に於ける經濟組織の正しき姿ではあるまいか。又彼は、綱領第十二條の規定によつて當然沒收されるべき戰時利得——これらの尊敬すべき企業家連の——を、如何に處分するであらうか。この疑問は次のことを考慮することによつて、自から解答を與へられる。即ち、ロイブケが利子奴隸制度打破の名目の下に、射んごするは、別に存在するに云ふことである。國家社會主義のユダヤ民族排斥運動がそれを説明する。彼も次の如く正直に告白してゐる。

「國際上——國內上、ユダヤ人の銀行資本、貸付資本の隸屬の下に立てる國家を經濟を救ふこそ、國家社會

主義の任務である」（二〇頁）

以上、我々は國家社會主義の反資本主義理論の一部分、而も最も基本的な部分を検討した。これに對する我々の簡単な批判は、政權掌握と共に、その反資本主義的綱領宣言を惜し氣もなく拋棄したイタリ、ファツシズムの歴史的事實を擧ぐるこゝによつて十分であらう。

#### 第四章、國家社會主義の經濟的觀論

この章は四節より構成され、本書の重要な部分を占むるが、我々の興味を引くものは、階級理論及び企業の「新しい解釋」に付てのロイブケの説明である。

資本金と勞働者との關係に付て著者は、Stefano Guja の言葉を借りて云ふ。

「企業家と勞働者との間には、強制的に惹起された、對立は存在しない。唯だ一の自然的連帶性が存在するのみである。この自然的連帶性は「感情、習慣、利害の共通によつて、相互の精神的理解によつて、又同質的生活行動によつて培養される。企業家と勞働者、そして彼等のみが、企業に對する共同的愛情から、彼等の浮沈興亡を追求し、又不斷の止まざる努力によつて彼等の繁榮を、持ち來たそうとする。更に彼等は、彼等の運命が、唯だ一個の幸福と平安に依存するこゝを知つてゐる」（五一頁）

この長き引用文の中に、マルキシズムに對抗するファツシズムの明白な階級理論が示されてゐる。こゝで労働者に對し企業家を云ひ、資本家を呼ばざるは、ロイブケの所謂産業資本家のことであらう。

この階級理論の必然的歸結は、その自然的連帶性を破壊する労働者の團體的鬭争、企業家のロツク・アウトを拒否する。即ちこの經濟的保障 *Wirtschafts friede* が、法律的保障と同様に最高の原則にまで高められる。そしてその保障の違反者には、法律上の嚴重な處置が執行される。又この原則によつて、労働者の社會的地位が新しく見直はされる。

「彼等は、最早や一個の純然たる賃銀労働者ではなく、經濟的企業家の積極的な協同者となる。従つてかゝる労働者によつて、構成される彼等の自助團體たる組合は、職能的國家構成 *Ständische Staatbau* の一部分となる」(四五頁)

この労働者の社會的地位の「衣裝がへ」に對する企業家のそれは、前述の通り「經濟の道德化」「企業家の人格の強調」である。

#### 四

### 第五章、實現の道

本章の第一節には、國家社會主義者が廿世紀の偉大なる義務として誇る「經濟の新しき構成」即ち Standische Wirtschaft ordnung に付て述べてある。この職能的經濟秩序の目的は次の如きものである。

「第一、大衆の(ファッショ的)教育、第二、資本主義の今日までの機能の承認、第三、國家の至上權に對する資本と勞働との從屬、第四、階級鬭争の克服」(五六頁)

そして、これは三つの構成部分よりなつてゐる。その第一が社會政策領域、第二は生産政策領域、第三は金融政策領域であるとし、各々について簡單な説明が附加されてゐる。(五八―五九頁)

本書の結論も云ふべきこの章の最後の二節には、特に問題となるものがない。國家社會主義の經濟政策的目的是、獨逸民族にバンと勞働とを與ふるにあると説き、この目的のためには財政政策、社會政策、農業政策、商業政策の改革が述べてあるが、我々の注意を引くものは唯だ國家社會主義の反ユダヤ主義の經濟的解釋である。

「商人の精神の中には、個人主義が絶え難い形式で存在してゐる、それはユダヤ教の精神である。この點からも反ユダヤ主義運動を、純粹に經濟的領域に於て説明するこゝが出来」(六四頁)

以上によつて、我々は國家社會主義の經濟的領域に關する極めて一般的な理解を得るこゝが出来た。尙その詳細な究明は、本書の如き小冊子のよくなし得るどころではなく、そのためには他の適當な文献によるべきであら

う。唯だ本書の價值は、獨逸ファツシズムの經濟理論の入門書たるに過ぎざる。又著者ハンス・ロイブケが、國家社會主義内に於ける理論的對立の一方の擔當者である點に、入門書としての意義の外に特殊の意義を有してゐるに云ひ得やう。この小稿が讀者をして多少も本書の存在について關心を抱かしめたならば、筆者の勞は償れて余りあるものだ。